

記載例

離婚届

令和6年3月1日届出

茨城県那珂市 長 殿

受理 令和 年 月 日	発送 令和 年 月 日					
第 号	長印					
送付 令和 年 月 日						
第 号						
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知

元号は[S][H]など省略せずに[昭和][平成]と書いて下さい。

届出時点で住民登録をしているところを書いて下さい。

届出人の印鑑を押した場合、こちらにも押印して下さい。押印しない場合は、署名をして下さい。

または
那珂 一郎
那珂 雪子

証人の印鑑を押した場合、証人の方にも押印してもらって下さい。押印しない場合は、署名をしてもらって下さい。

または
笠松 明子
曲屋 月子

裁判所が関与しないご夫婦の意思に基づく離婚は、「協議離婚」です。それ以外の場合は、裁判所からの書類が必要です。

(1) 氏名	夫 なか いちろう 妻 なか ゆきこ 那珂 一郎 那珂 雪子
生年月日	平成元年 4月 1日 平成6年 11月 3日
住所	茨城県那珂市福田1819番地5 茨城県那珂市瓜連321番地 那珂ハイ 101号
(よみかた)	なか いちろう うりづら まさお
世帯主の氏名	那珂 一郎 瓜連 正男
(2) 本籍	茨城県那珂市福田1819番地5番 筆頭者の氏名 那珂 一郎
父母及び養父母の氏名	夫の父 那珂 太郎 続き柄 妻の父 瓜連 正男 続き柄 母 那珂 秋子 長 男 母 白鳥 洋子 長 女
父母との続き柄	右記の養父母以外にも養父母がいる場合にはその他欄に書いてください
養父	続き柄 養父
養母	養子 養母 瓜連 花子 養女
(3) 離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 和解 年 月 日成立 <input type="checkbox"/> 調停 年 月 日成立 <input type="checkbox"/> 調停 年 月 日成立 <input type="checkbox"/> 審判 年 月 日成立 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 年 月 日認諾 <input type="checkbox"/> 判決 年 月 日認諾
(4) 婚姻前の氏にもどる者の本籍	<input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input checked="" type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる 茨城県水戸市中央一丁目1番地 (よみかた) うりづら ゆきこ 番 番 筆頭者の氏名 瓜連 雪子
(5) 未成年の子の氏名	夫が親権を行う子 妻が親権を行う子 那珂 一、那珂 良子
(6) 同居の期間	平成 28 年 1月 から 令和 5 年 4月 まで (同居を始めたとき) (別居したとき)
(7) 別居する前の住所	茨城県那珂市福田1819番地5 那珂ハイ 101号
(8) 別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯
(9) 夫妻の職業	(国勢調査の年 年..の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください) 夫の職業 妻の職業
(10) 届出人署名	夫 那珂 一郎 (印) 妻 那珂 雪子 (印)

署名は必ず本人が自署してください。

住所を定めた年月日
夫 年 月 日
妻 年 月 日

連絡先	電話 090 (1234) 5678 自宅・勤務先 [] 携帯
-----	-------------------------------------

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
届書は、1通でさしつかえありません。
そのほかに必要なもの
調停離婚のとき⇒調停調書の謄本
審判離婚のとき⇒審判書の謄本と確定証明書
和解離婚のとき⇒和解調書の謄本
認諾離婚のとき⇒認諾調書の謄本
判決離婚のとき⇒判決書の謄本と確定証明書

証人 (協議離婚のときだけ必要です)	
署名 (※押印は任意)	笠松 明子 (印) 曲屋 月子 (印)
生年月日	昭和40年 1月 1日 昭和60年 5月 3日
住所	茨城県ひたちなか市大字佐和 2197番地28 茨城県那珂市菅谷4520番地1
本籍	茨城県ひたちなか市大字佐和 2197番地28番 茨城県那珂市菅谷 4520番地1番

協議離婚をする場合は必ず証人が必要です。離婚する当事者以外で、18歳以上の方お二人にご記入頂いてください。

婚姻前の氏を記入してください。
婚姻中の氏を称する場合は別の届書(77条の2の届出)を提出する必要があります。(77条の2の届出を提出する場合には、何も記入しないでください。)

未成年のお子さんがある場合は、父母のどちらが離婚後に親権を行うのか必ず決めなければなりません。お子さんの氏名(フルネーム)を夫か妻のどちらかの欄にご記入ください。また、面会交流及び養育費の支払いについての取り決めの有無を記入してください。

未成年の子がいる場合は、次の口をあてはまるものにしるしをつけてください。
面会交流について取決めをしている。
まだ決めていない。

経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合には、次の口にあてはまるものにしるしをつけてください。
養育費の分担について取決めをしている。
取決め方法:(公正証書 それ以外)
まだ決めていない。
未成年の子がいる場合に父母が離婚するときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないとされています。

＜この届出に際して持参していただくもの＞
1. 本人確認ができるもの(運転免許証など)
2. マイナンバーカード(氏名変更されるかたで、那珂市に住民票があるかた)
3. 国民健康保険証・国民年金手帳(加入者) 4. マル福受給者証(受給している子がいる場合)
5. 届出人の印を押した場合、届出人印かん(なしでも差支えありません)

※ 休日・時間外に届出をする場合は、前日までの開庁時間内に市民課窓口で事前審査を受けて下さい。特に、時間外に届出をする場合は、必ず事前に届出の日時を連絡して下さい。